② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸ 次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送に限るものとする。
① 申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び経営事項審査を受けていない場合
② 経常建設共同企業体
③ 事業協同組合で総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合
④ 協業組合、企業組合で３「申請の方法」⑵（建設工事）の［注］⑹に掲げる書類を提出する場合
⑤ 合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で、その事実を届け出ていない場合
⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、⑶に掲げる再度の決定を受けていない場合
⑦ 告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）又は告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）を受けている場合

⑹ 次に掲げる場合の測量等の申請については、持参又は郵送に限るものとする。
会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再度の決定を受けていない場合。

別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］
⑴ 石狩振興局及び空知総合振興局管内並びに上川総合振興局管内（幌加内町に限る。） 札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目札幌開発総合庁舎（電話011―611―0309）
⑵ 渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）
⑶ 後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）
⑷ 上川総合振興局管内（幌加内町を除く。） 旭川開発建設部契約課　旭川市宮前通東4155―31（電話0166―32―2451）
⑸ 胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）
⑹ 釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎（電話0154―24―7135）
⑺ 十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西４条南８丁目（電話0155―24―2903）
⑻ オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６－１（電話0152―44―6147）
⑼ 留萌振興局及び宗谷総合振興局管内（幌延町に限る。） 留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）
⑽ 宗谷総合振興局管内（幌延町を除く。） 稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６－１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1000）
⑾ 北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

別記２　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ番号082―502―9112

別記３　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒980―0802 仙台市青葉区二日町16－１二日町東急ビル５階　東北地方整備局定期受付会場東北地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話022―211―5520

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係に限る。）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示するものとするが、申請の受付については、同時に行うものとする（ただし測量・建設コンサルタント等業務について郵送により申請を行う場合を除く。）。
平成22年10月１日
国土交通省
東北地方整備局副局長　宮本卓次郎
関東地方整備局副局長　梅山　和成
北陸地方整備局次長　東山　　茂
中部地方整備局副局長　岩立　忠夫
近畿地方整備局副局長　小野　憲司
中国地方整備局副局長　細見　　寛
四国地方整備局次長　西本　光宏
九州地方整備局副局長　難波　喬司

◎調達機関番号　020
◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、401　工事種別及び業種区分
⑴ 建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。
① 空港等土木工事（土木一式工事）
② 港湾土木工事（土木一式工事）
③ 港湾等しゅんせつ工事(しゅんせつ工事)
④ 空港等舗装工事（ほ装工事）
⑤ 港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）
この他、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る建設工事として、工事種別を次の①から㉑までに掲げるものとして同時に受け付けるものとする。
① 一般土木工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　水道施設工事）
② アスファルト舗装工事（ほ装工事）
③ 鋼橋上部工事（鋼構造物工事　とび・土工・コンクリート工事）
④ 造園工事（造園工事）
⑤ 建築工事（建築一式工事　大工工事　左官工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　鋼構造物工事　防水工事　内装仕上工事　建具工事　清掃施設工事）
⑥ 木造建築工事（建築一式工事　とび・土工・コンクリート工事　大工工事　左官工事　屋根工事　タイル・れんが・ブロック工事　内装仕上工事　建具工事）
⑦ 電気設備工事（電気工事）
⑧ 暖冷房衛生設備工事（管工事　熱絶縁工事　水道施設工事　消防施設工事）
⑨ セメント・コンクリート舗装工事（ほ装工事）
⑩ プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）
⑪ 法面処理工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事　防水工事）
⑫ 塗装工事（塗装工事）
⑬ 維持修繕工事（土木一式工事　ほ装工事　電気工事　とび・土工・コンクリート工事　石工事　タイル・れんが・ブロック工事　防水工事　機械器具設置工事　塗装工事）
⑭ 河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮ グラウト工事（土木一式工事　とび・土工・コンクリート工事）
⑯ 杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰ さく井工事（さく井工事）
⑱ プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲ 機械設備工事（機械器具設置工事　鋼構造物工事）
⑳ 通信設備工事（電気通信工事　鋼構造物工事）
㉑ 受変電設備工事（電気工事）
⑵ 測量・調査及び建設コンサルタント等業務
測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。
① 測量・調査
② 建設コンサルタント等